

上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

【 案 】

令和8（2026）年3月

上三川町

はじめに

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の対象とする廃棄物	3

第2章 地域の概況

1 自然環境	4
(1) 本町の位置・地形	4
(2) 気候	5
2 社会環境	6
(1) 人口の推移	6
(2) 産業	7
(3) 商業	8
(4) 土地利用状況	9
3 関連計画等	10
(1) 国の方針、計画	10
(2) 栃木県資源循環推進計画	11
(3) 本町の上位計画等	12

第3章 本町におけるごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理体制	13
(1) 分別区分	13
(2) 収集運搬体制	13
(3) ごみ処理の流れ	14
2 ごみ排出量等の推移	15
(1) ごみ排出量	15
(2) 中間処理量	19
(3) 資源化量	21
(4) 最終処分量	22
3 施策の取組状況	24
4 課題	26

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本理念と基本方針	29
(1) 基本理念	29
(2) 基本方針	30
2 目標値の設定	31
(1) ごみ量の見通し	31
(2) 目標値	32
3 目標達成に向けた施策	37
(1) 施策体系	37
(2) 施策	38
(3) 各主体の役割	47
4 推進体制	50

はじめに

平成 27 年 9 月、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals=S D G s）」として 17 のゴールが示されました。このゴールの多くが直接的・間接的に「環境」に関わるものであり、国内外において、地球温暖化対策や循環型社会の形成へ向けた施策等、様々な取組が進められています。一方で、地球温暖化の影響と考えられる猛暑日の増加や豪雨等の水害は顕著となっており、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。

令和 6 年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、持続可能な形で資源や製品を有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行の推進を鍵としており、各主体が一丸となって取り組むべき課題とされています。また、循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものです。これらの観点から、大きな柱（重点分野）として「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」や「資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行」等、廃棄物政策に関する方針が打ち出されています。

上三川町においては、令和 2 年度に策定した「上三川町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民・事業者の皆様とともに、ごみの減量や分別、資源化に取り組んでまいりました。家庭から排出されるごみ量はやや減少しつつあるものの、宇都宮市と行っている処理・処分の継続や各施設の安定稼働、持続可能な循環型社会の構築に向けては、さらなるごみの減量や資源化が求められています。将来に渡って豊かな環境を維持し、引き継いでいくためにも、町民、事業者の皆様のご理解とご協力を賜り、より一層の取組を進めていきたいと存じます。

令和 8 (2026) 年 3 月

上三川町長 星野 光利

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画の対象とする廃棄物

1 計画策定の背景

近年、気候変動、資源の枯渇、生物多様性の損失、エネルギー問題、台風や地震などの災害の多発といった問題が深刻化しています。平成27年9月の国連サミットでは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択、さらに持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール・169のターゲットが示され、食品ロスやマイクロプラスチックの問題が大きな関心を集めました。

このような変化の中、日本国内でもプラスチック使用量削減・資源化推進、食品ロス削減に向けて、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）の策定及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年6月）の成立、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年10月）の施行など、関連法制度・計画の整備が進んでいます。

なお、令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、『循環経済への移行』を掲げており、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環型社会を形成することで、経済や暮らしなどの様々な課題の解決につながり、現在及び将来の生活の質（ウェルビーイング）を高めるとされています。

上三川町（以下、「本町」という。）は、宇都宮市とともにごみの広域処理を行っています。処理体制の安定的運営に協力するとともに、周辺市町と協力・連携しながら、資源循環型社会の構築に向けてごみ減量及び資源化に取り組む必要があります。

今回、近年の社会動向等の変化や、ごみ量・ごみ質等の変動を踏まえ、より効果的な施策や必要となる対策について検討・見直しを行うものとします。

コラム 「プラスチック製品の資源化促進に向けた動き」

資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、廃棄物の輸入規制等の様々な問題に対応するため、プラスチックの資源循環を総合的に推進する戦略として、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

さらに、令和4年4月に施行した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、製品の設計から廃棄物の処理までにかかるあらゆる主体における資源循環等の取組を促進するための措置が盛り込まれており、資源循環の高度化に向けた環境整備等を進めることで、「環境・経済・社会の三方よし」を目指すものです。自治体においては、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に努めなければならないとされており、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の回収について、実施の検討及び実施をしている自治体が増えています。

2 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という）に基づいて、市町村における一般廃棄物の排出抑制に向けた方策、処理に関する基本方針等の事項について示し、住民、事業者、行政の協働により取組を推進するための基本計画です。

上位計画である「上三川町第 8 次総合計画」（令和 8 年 3 月策定）と整合を図り、様々な施策を展開します。※施策については、策定中

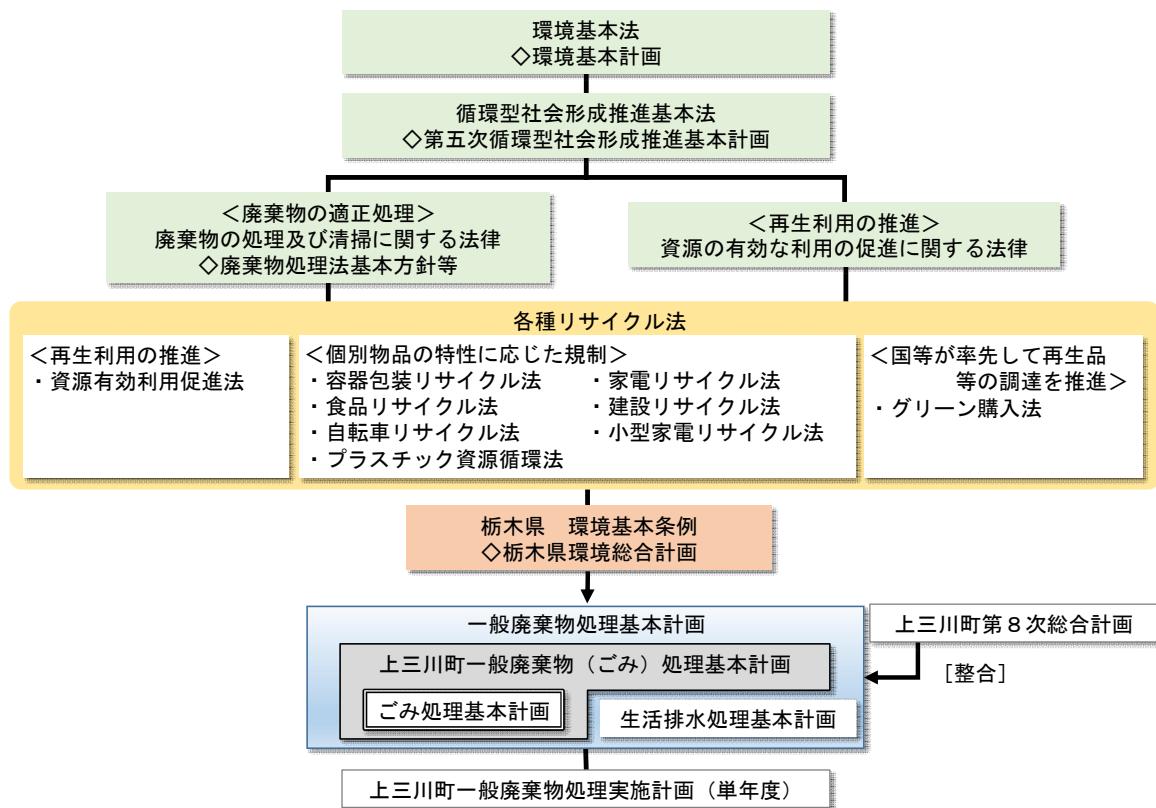


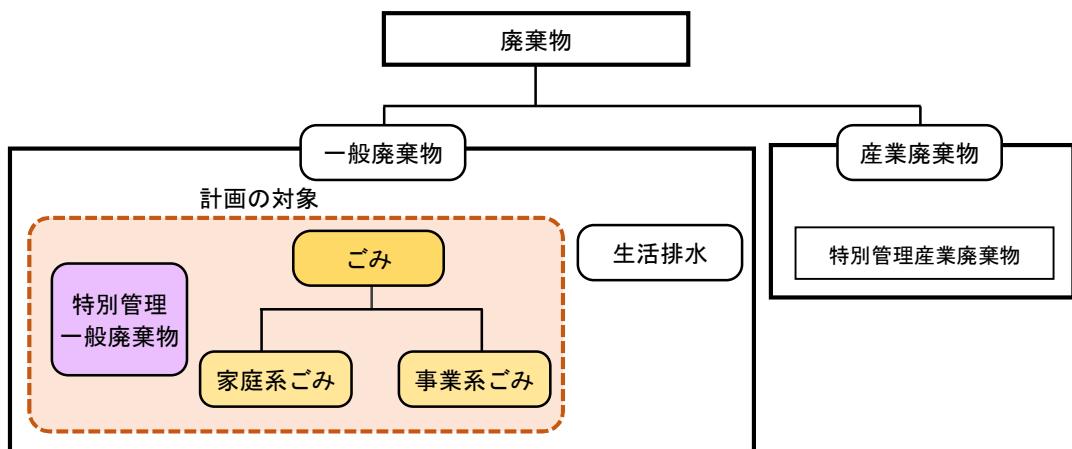
図 1－1 計画の位置づけ

3 計画期間

上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は、令和 8 年度～令和 22 年度とします。計画目標年次は、令和 22 年度を「最終目標年次」とし、15 年後を見通した計画とします。また、本計画は、令和 12 年度を「短期目標年次」とし、10 年後の令和 17 年度を「中間目標年次」に設定します。

4 計画の対象とする廃棄物

本計画では、本町で発生する一般廃棄物のうち、生活排水を除く家庭系ごみ（各家庭から発生するごみや資源物）と事業系ごみ（事業活動により排出されるごみや資源物）、特別管理一般廃棄物を対象とします。



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（第2条）による廃棄物の定義

- 「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいいます。
- 「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物、輸入された廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物をいいます。
- 「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいいます。
- 「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。
- 「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいいます。

図 1－2 計画の対象とする廃棄物

第2章 地域の概況

1 自然環境

2 社会環境

3 関連計画等

1 自然環境

(1) 本町の位置・地形

ア) 地理的特性

本町は、栃木県南東部で鬼怒川の右岸、首都の東京から約90kmの距離に位置し、東は真岡市、西と南は下野市、北は宇都宮市の3市に接しています。

宇都宮市の中心部まで約15km、車で約30分の恵まれた立地条件となっています。また、幹線道路として、南北方向に新4号国道と主要地方道宇都宮結城線が、東西方向に国道352号線と主要地方道真岡上三川線が走り、町の北部には宇都宮上三川インターチェンジが設置され、広域的に重要な交通の要衝となっています。



図 2-1 本町の位置

1) 地形的特性

本町は、ほぼ平坦な地形を持つ東西約8km、南北約11km、総面積54.39km²のまちで、古くは「三川郷」と呼ばれ、母なる大河・鬼怒川をはじめ、江川、田川が流れるとともに、その他にも数多くの河川や水路を有し、潤い豊かな水辺空間に恵まれています。

また、これら河川地域を中心とする平坦地には、豊かな水と肥沃な土の恩恵を受け、美しくのどかな田園空間の広がり、都市部では見られない水と緑の豊かな自然環境・景観を誇ります。

(2) 気候

この10年間の月別気温等の推移をみると、最高気温の平均が8月の31.8°C、最低気温の平均が1月の-1.8°Cとなります。月間平均降水量は8月が最も多くなります。

過去10年間の年間平均気温をみると、約14~16°C、降水量は年平均で約1,250~1,850mmとなっています。

夏は高温多湿、冬は低温乾燥のやや内陸性を帶びた温暖な気候で、積雪は殆どなく、雷が比較的多いという特徴があります。

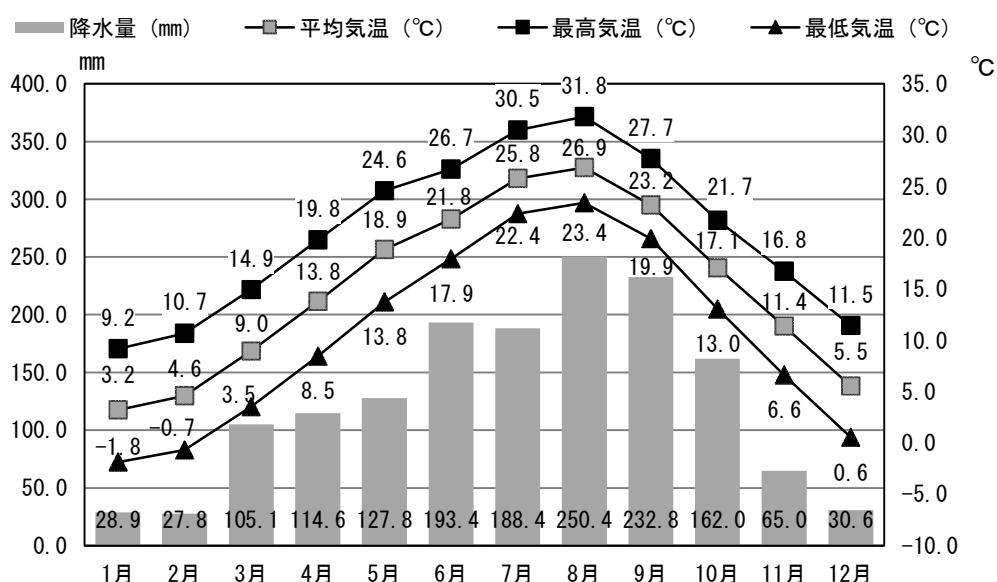


図2-2 気象の状況（平均値 2015~2024）

表2-1 気象の状況（平均値 2015~2024）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量 (mm)	28.9	27.8	105.1	114.6	127.8	193.4	188.4	250.4	232.8	162.0	65.0	30.6
平均気温 (°C)	3.2	4.6	9.0	13.8	18.9	21.8	25.8	26.9	23.2	17.1	11.4	5.5
最高気温 (°C)	9.2	10.7	14.9	19.8	24.6	26.7	30.5	31.8	27.7	21.7	16.8	11.5
最低気温 (°C)	-1.8	-0.7	3.5	8.5	13.8	17.9	22.4	23.4	19.9	13.0	6.6	0.6

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
年間降水量 (mm)	1,651	1,592	1,308	1,257	1,868	1,354	1,740	1,304	1,537	1,645	1,525
年間平均気温 (°C)	14.9	14.8	14.1	15.2	14.9	15.0	14.9	14.9	16.0	16.1	15.1

出典) 気象庁データベース 宇都宮地方気象台

2 社会環境

(1) 人口の推移

本町は、豊富な水と河川地域を中心とする平坦で肥沃な土地を生かし、農業を基幹産業として発展し、昭和40年代からは、自動車産業の進出に伴い、農業中心のまちから田園工業のまちとして、人口も大きく増加しました。

平成に入ると、ゆうきが丘ニュータウンや本郷台団地の分譲開始や道路網整備等の交通立地条件の一層の向上や豊かな自然を求めるニーズの増大等も相まって住宅地としての性格も強まり、ゆるやかな人口増の局面がみられました。しかし、令和2年度以降は微減傾向にあります。

一方、世帯数は増加傾向が続いており、1世帯当たり平均世帯人数は平成27年の2.9人から令和6年には約2.5人に減少しています。

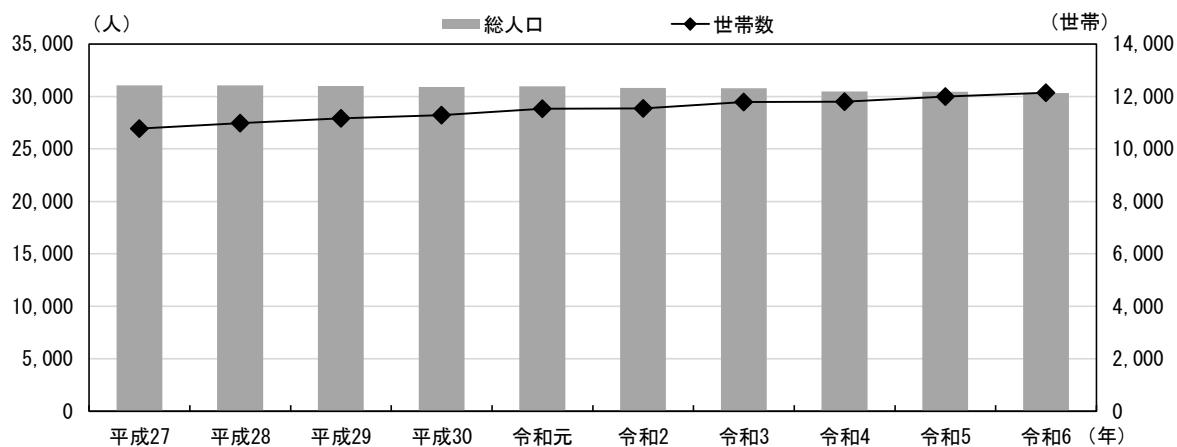


図2-3 人口動態（各年10月1日現在）

表2-2 人口動態

単位：人、世帯

項目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	31,046	31,052	31,006	30,919	30,964	30,806	30,777	30,499	30,435	30,313
世帯数	10,777	10,980	11,163	11,291	11,534	11,544	11,785	11,798	12,001	12,141
1世帯当たり 平均世帯人員	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5

出典) 統計書かみのかわ令和6(2024)年度版

(2) 産業

平成 2 年以降の本町の産業分類別の就業者数を見ると、農業人口が大きく減少しています。建設業、製造業も近年は減少傾向にあります。

一方、卸売業・小売業・飲食店は平成 17 年度までは増加していますが、その後減少傾向が続いています。

表 2-3 産業分類別就業者数の推移（15 歳以上）

単位：人

項目	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2
農業・林業	2,698	2,303	2,036	1,781	1,459	1,394	1,294
漁業	3	2	2	1	3	5	5
鉱業	24	22	6	2	3	1	3
建設業	997	1,340	1,422	1,306	1,038	1,079	980
製造業	5,950	4,664	4,823	5,257	4,890	4,764	4,402
電気・ガス・熱供給・水道	27	40	47	36	47	46	40
運輸通信業	555	701	858	1,045	1,024	1,128	1,095
卸売業・小売業・飲食店	2,060	2,516	2,661	3,200	3,092	2,337	2,077
金融・保険業	191	216	219	213	206	212	203
不動産業	44	47	51	62	120	163	153
医療・福祉	-	-	-	1,075	1,276	1,573	1,650
教育・学習支援業	-	-	-	458	555	539	553
サービス業	1,669	2,354	3,010	1,900	1,769	2,588	2,522
公務	278	315	324	371	387	391	416
分類不能	11	6	18	33	464	303	287
総数	14,507	14,526	15,477	16,740	16,333	16,583	15,680

※平成 19 年 11 月の改正による新産業分類の移行に伴い、現在は分類内容が変更されているが、平成 22 年度以降の結果については旧産業分類に基づいた集計結果を示した。

出典) 統計書かみのかわ令和 6(2024) 年度版

(3) 商業

昭和 60 年以降の本町の商店数と年間商品販売額の推移を見ると、平成 26 年から令和 3 年にかけて卸売業は微増、小売業は微減となっています。令和 3 年の年間商品販売額は平成 26 年より増加しており、卸売業・小売業ともに増加しています。

なお、小売業売り場面積は、平成 26 年は平成 19 年より減少したものの、令和 3 年には増加しています。

表 2-4 商店数、年間商品販売額及び小売業売場面積の推移

年次	商店数		年間商品販売額（百万円）		小売業売場面積（m ² ）		各年6月1日現在
	卸売業	小売業	卸売業	小売業			
昭和63年	298	46	252	26,598	8,271	18,327	17,729
平成3年	314	77	237	38,006	19,363	18,643	18,872
平成6年	299	74	225	39,556	17,839	21,717	18,522
平成9年	310	87	223	52,827	25,616	27,211	20,729
平成11年	300	82	218	69,018	43,216	25,802	23,365
平成14年	275	69	206	57,246	30,698	26,548	27,029
平成16年	274	75	199	67,095	43,176	23,919	30,157
平成19年	276	67	209	87,734	41,335	46,399	66,341
平成26年	215	56	159	74,043	32,462	41,580	54,591
令和3年	205	63	142	89,266	47,608	41,658	59,283

出典) 商業統計調査、経済センサス

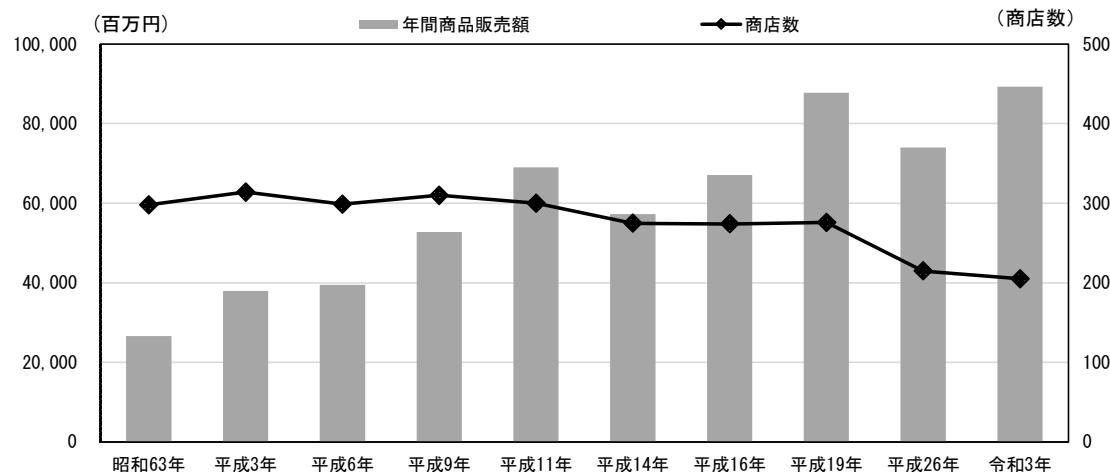


图 2-4 商店数、年間商品販売額の推移

(4) 土地利用状況

土地利用動向を見ると、田畠や山林といった自然的土地利用面積が減少しています。一方、宅地については、近年の増加幅は小さくなっていますが微増が続いています。

表2－5 地目別土地利用面積

単位 : km²

年次	総面積					
		田	畠	宅地	山林	その他
平成27年	54.39	20.86	6.15	10.75	2.15	14.48
平成28年	54.39	20.83	6.13	10.78	2.13	14.52
平成29年	54.39	20.82	6.10	10.80	2.12	14.55
平成30年	54.39	20.79	6.07	10.83	2.10	14.60
平成31年	54.39	20.76	6.06	10.84	2.09	14.64
令和2年	54.39	20.70	6.03	11.01	2.07	14.58
令和3年	54.39	20.69	6.01	11.04	2.05	14.60
令和4年	54.39	20.68	5.99	11.05	2.00	14.67
令和5年	54.39	20.64	5.99	11.09	1.98	14.69
令和6年	54.39	20.63	5.98	11.12	1.94	14.72

※総面積は、国土地理院が公表した数字。田から山林は、固定資産税課税台帳による。

出典) 統計書かみのかわ令和6(2024)年度版

3 関連計画等

(1) 国の方針、計画

1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基本方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基本方針（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針）は、プラスチック関連法制定等のリサイクル制度の更なる進展等、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、令和7年2月に変更されました。

廃棄物の適正な処理に関する目標として、令和12年度に「一般廃棄物の排出量：約9%削減（令和4年度比）」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：約478g」、「一般廃棄物の出口側循環利用率：約26%」、「1人1日当たりごみ焼却量：約580g」、「一般廃棄物の最終処分量：約5%削減（令和4年度比）」などが掲げられています。

2) 第五次循環型社会形成推進基本計画

第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行が気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題だけでなく、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものとして、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

そのため、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、
①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
④資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行
⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
を掲げ、令和12年度を目標年次として数値目標と、その実現に向けて国が取り組むべき施策を示しています。

(2) 栃木県資源循環推進計画

栃木県では、持続可能な循環型社会の実現を目指し、「栃木県資源循環推進計画（計画期間：令和3～7年度）」に基づいてごみの減量や適正処理に取り組んできました。

しかし、食品ロスやプラスチック使用製品廃棄物にかかる法改正等、廃棄物を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、少子高齢化社会の進展等も見据え、新たな課題への対応や法改正に沿った取組の強化・推進が求められています。

このような現状を踏まえ、栃木県は新たな廃棄物処理計画として「栃木県資源循環推進計画（計画期間：令和8～12年度）」を策定し、気候変動への適応やネイチャーポジティブとともに循環経済への移行を推進することを柱とし、施策を開発しています。

■計画期間■

おおむね10年後を展望した上で、

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5か年間

■基本目標■

- ① カーボンニュートラル（脱炭素化）の推進と気候変動への適応を目指す「とちぎ」
② サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進する「とちぎ」

- 1 7Rの促進
2 資源循環推進体制の確保
3 廃棄物の処理体制の整備

- ③ 人と自然が共生し、ネイチャーポジティブ（自然再興）の推進を目指す「とちぎ」

■共通的・基盤的施策■

1 地域環境の保全	2 化学物質・放射性物質に係る取組の推進
・水・大気環境の保全 ・騒音・振動・悪臭対策の推進 ・土壤汚染対策及び地盤沈下防止対策の推進	・化学物質に係る取組の推進 ・放射性物質に係る取組の推進
3 レジリエンス強化に資するエネルギー産業の振興	4 持続可能な地域づくり
・分散型エネルギー施設の立地促進 ・災害時協力車登録制度等の運用 ・水素の利活用の促進	・地域づくりを担う人材の育成 ・安心安全な地域づくり ・魅力ある地域づくり

■計画の推進■

1. 各主体の役割と連携

目標の実現に向け、県民・団体、事業者、行政（県、市町）の各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協働していきます。

2. 推進方針

計画の着実な推進に向け、普及啓発を積極的に行い計画の浸透を図るとともに、必要な財政的措置を適切に講じます。また、年度ごとに進行を管理し、目標等の達成状況を取りまとめて広く県民に公表します。なお、社会情勢等に大きな変化が生じた場合は必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 本町の上位計画等

上三川町第8次総合計画は、本町の最上位の行政計画として、目指すべき10年後の将来像と、その実現に向けた道筋を示しています。本計画も、関連計画として上三川町第8次総合計画との整合を図りつつ、基本理念や基本方針を定め、取組を進めていきます。

策定中

第3章 本町におけるごみ処理の現状と課題

- 1 ごみ処理体制**
- 2 ごみ排出量等の推移**
- 3 施策の取組状況**
- 4 課題**

1 ごみ処理体制

(1) 分別区分

本町における家庭系ごみの分別区分は、表に示すとおりです。本町では、町内全域を対象区域として家庭ごみの回収を行っています。

分別については平成 22 年度から資源物にプラスチック製容器包装及び白色トレイを加えた 5 種 14 分別としています。なお、事業系ごみも同様の分別による許可業者収集とされています。

表 3-1 家庭系ごみの分別区分

分別区分		排出方法	収集頻度	収集方法	
5 種 14 分 別	燃やせるごみ	透明・半透明のポリ袋	週 2 回	ステーション 方式	
	不燃（埋立）ごみ	ポリカゴ	月 2 回		
	びん・缶類				
	ペットボトル	透明・半透明のポリ袋			
	新聞・チラシ				
	ダンボール	ひもでしばる			
	雑誌	ひもでしばる			
	その他の紙	ダンボールか紙袋に入れる			
	布類	透明・半透明のポリ袋			
	ビールびん・一升びん	ポリカゴ			
	紙パック	ひもでしばる			
	プラスチック製容器包装	透明・半透明のポリ袋	週 1 回		
	白色トレイ		月 1 回		
	危険ごみ				
	粗大ごみ	-	随時	戸別収集方式 (原則自己搬送)	
その他	使用済小型家電	回収ボックスの投入口 (幅 50cm、高さ 15cm、 奥行 30cm 未満) に入るもの	随時	拠点回収	
	剪定枝	ひもでしばる	-		

(2) 収集運搬体制

本町における収集運搬体制は、表に示すとおりです。

粗大ごみ以外は委託による収集を行っています。また、拠点回収で集めた使用済小型家電については直営での収集運搬となっており、剪定枝についてはクリーンパーク茂原への持ち込みも受け入れています。

表3－2 収集運搬体制

処理・施設等の区分	管理区分
・燃やせるごみ ・不燃ごみ ・資源物（びん・缶類、ペットボトル、紙類、布類、ビールびん・一升びん、プラスチック製容器包装、白色トレイ） ・危険ごみ	委託
・粗大ごみ	直営
・事業系ごみ	許可業者

(3) ごみ処理の流れ

本町のごみ処理の流れは、下図のとおりです。燃やせるごみは宇都宮のクリーンパーク茂原へ、プラスチック製容器包装と白色トレイはエコプラセンタ下荒針に搬入し中间処理を行っています。その他資源物についても、クリーンパーク茂原のリサイクルプラザへ搬入後、資源化を行っています。

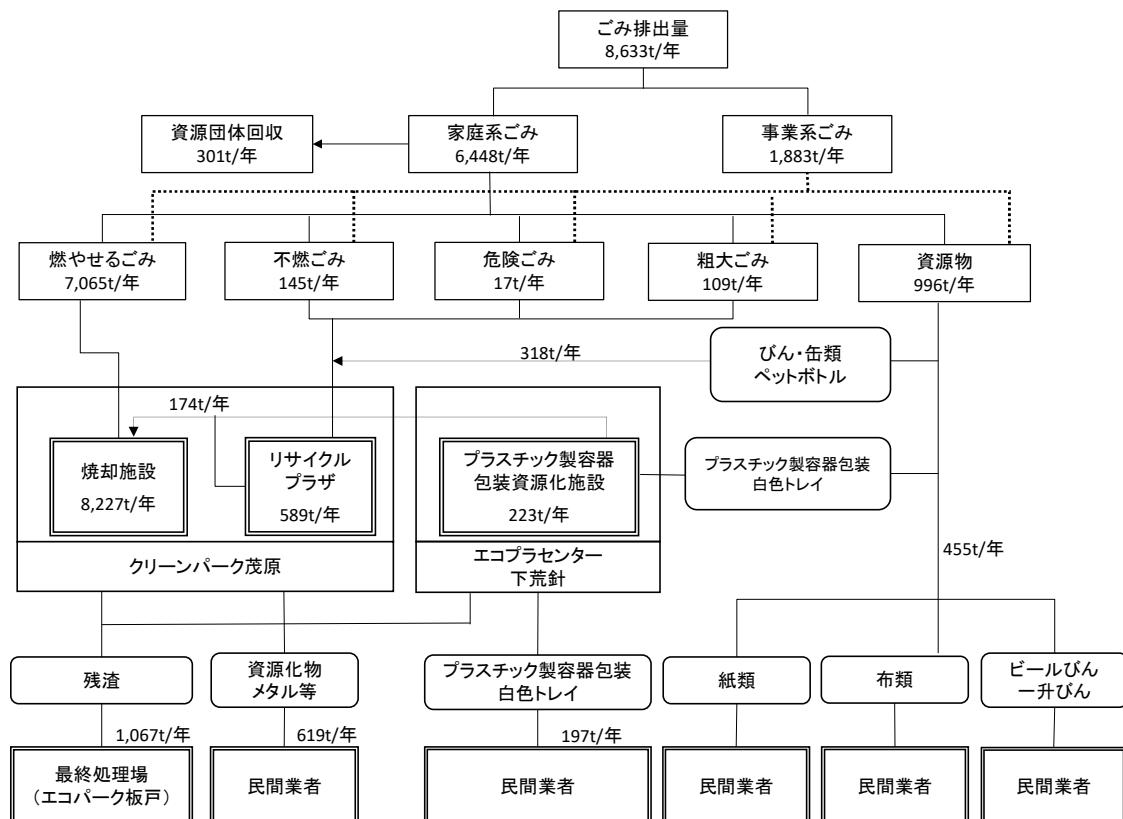


図3－1 ごみ処理フロー（令和6年度）

2 ごみ排出量等の推移

(1) ごみ排出量

本町のごみ排出量、1人1日当たりの排出量は、ともに令和2年度以降微減傾向が続いているです。

家庭系ごみ量はやや減少傾向にあり、1人1日当たりの排出量も令和2年度の630.4 gから約60 g減少しています。

事業系ごみの直近5年間の変動をみると、排出量、1人1日当たりの排出量ともに増減を繰り返し、ほぼ横ばいとなっています。

資源団体回収（自治会や育成会などによる資源再利用運動）は回収量及び排出原単位とも減少傾向にあります。

前計画では、排出量に関して、令和7年度の1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）を550 g／人・日（約3%減）、事業系ごみを2,050 t（約8.7%減）とする目標を掲げており、令和6年度の実績をみると、達成しています。

表3-3 ごみ排出量の推移

区分	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口（人）	31,288	31,225	31,103	30,860	30,936
家庭系ごみ（t）	7,199	6,836	6,864	6,566	6,448
うち、資源物以外（t）	6,110	5,766	5,755	5,519	5,454
排出量原単位（g／人・日）	630.4	599.8	604.7	581.3	571.1
うち、資源物以外（g／人・日）	535.0	505.9	506.9	488.6	483.0
事業系ごみ（t）	1,832	1,787	1,871	1,978	1,883
うち、資源物以外（t）	1,828	1,785	1,868	1,976	1,882
排出量原単位（g／人・日）	160.4	156.8	164.8	175.2	166.8
うち、資源物以外（g／人・日）	160.1	156.6	164.5	175.0	166.7
資源団体回収量（t）	414	397	351	353	301
排出量原単位（g／人・日）	36.3	34.8	30.9	31.3	26.7
総ごみ量（t）	9,445	9,020	9,087	8,897	8,633
うち、資源物以外（t）	7,939	7,551	7,622	7,495	7,336
排出量原単位（g／人・日）	827.1	791.4	800.4	787.7	764.5
うち、資源物以外（g／人・日）	695.1	662.5	671.4	663.6	649.7

※資源団体回収量は、自治会や育成会などによる資源再利用運動により回収された新聞やダンボール、びん、アルミ等の資源物の合計量。



図3－2 ゴミ排出量の推移

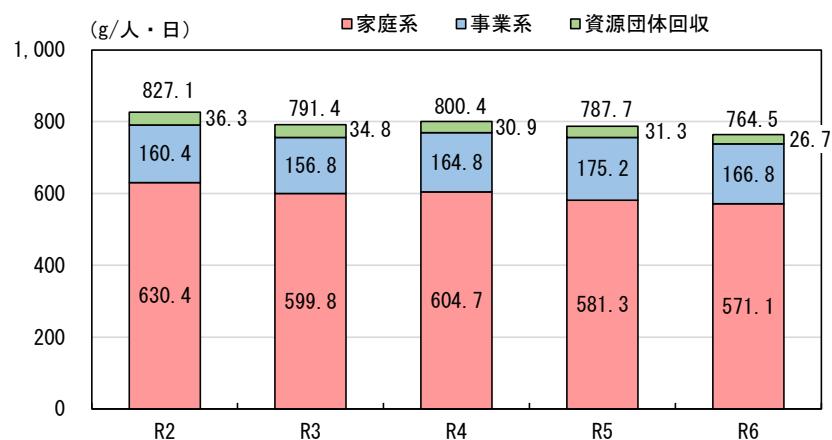


図3－3 1人1日当たりごみ排出量の推移

本町のごみ排出量のうち、約8割近くは燃やせるごみが占めています。

家庭系ごみの内訳をみると、燃やせるごみや不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみは減少傾向ですが、危険ごみは横ばいとなっています。

事業系ごみは、燃やせるごみが増加しており、その他の種類は量として占める割合は小さいものの、不燃ごみが増加傾向にあります。

全体としては減少傾向となっています。

表3－4 種類別排出量の推移（資源団体回収除く）

単位:t/年

区分		R2	R3	R4	R5	R6
家庭系	燃やせるごみ	5,755	5,544	5,501	5,343	5,247
	不燃ごみ	203	167	167	128	120
	危険ごみ	20	16	16	16	16
	粗大ごみ	132	39	71	31	71
	資源物	1,089	1,070	1,110	1,047	994
	合計	7,199	6,836	6,864	6,566	6,448
事業系	燃やせるごみ	1,742	1,717	1,804	1,888	1,818
	不燃ごみ	15	20	26	29	25
	危険ごみ	0	0	2	1	0
	粗大ごみ	71	47	36	59	38
	資源物	3	3	3	2	1
	合計	1,832	1,787	1,871	1,978	1,883
全体	燃やせるごみ	7,498	7,261	7,304	7,231	7,065
	不燃ごみ	218	187	193	157	145
	危険ごみ	20	17	17	17	17
	粗大ごみ	203	86	108	90	109
	資源物	1,092	1,072	1,113	1,049	996
	合計	9,031	8,623	8,735	8,544	8,331

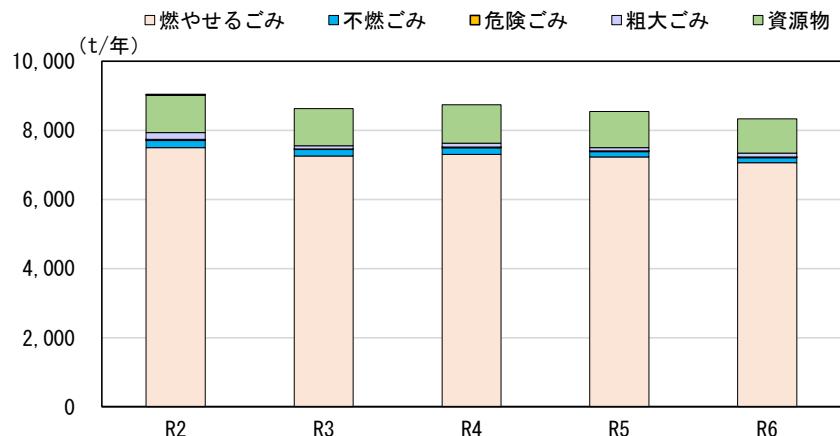


図3－4 種類別排出量の推移（資源団体回収除く）

家庭から排出される資源は令和2年度に比べ、8.7%減少しています。

品目別では、ペットボトル、プラスチック製容器包装・白色トレイが増加しています。紙類全体では約1割減少しており、雑誌の減少が大きく、新聞は令和4年度まで一時増加しましたが、減少に転じています。その他の品目は減少または横ばい傾向となっています。

表3－5 分別収集による家庭系資源物量の推移

単位:t/年					
区分	R2	R3	R4	R5	R6
びん・缶類	250	244	245	217	200
ペットボトル	106	109	116	118	118
プラスチック製容器包装 白色トレイ	211	226	236	230	222
紙類	新聞 雑誌 ダンボール 雑古紙 紙パック	110 120 118 65 1	126 101 113 62 0	156 97 119 66 0	126 95 118 68 0
	計	414	402	439	407
	布類	101	82	68	71
	びん類(一升瓶など)	7	6	6	5
	合計	1,089	1,070	1,110	1,047
					994

本町では、自治会、育成会、老人会等の団体がびんや紙類などを回収し、専門の業者へ売却・リサイクルを行う、資源再利用運動（廃品回収）を行っています。回収量の推移をみると、令和2年度に比べ約100t減少しており、そのうちの半分は新聞・チラシの減少によるものです。全体に占める割合は小さいものの、布類や雑誌・その他の紙、ダンボールも減少しています。

表3－6 資源団体回収量の推移

単位:t/年					
	R2	R3	R4	R5	R6
紙類	新聞・チラシ 雑誌・その他の紙 ダンボール 紙パック	215 83 104 0	220 65 91 0	198 54 80 0	192 57 87 0
	計	402	376	333	336
	布類	10	6	4	3
	びん類(一升瓶など)	2	14	14	14
	合計	414	397	351	353
					301

事業系の資源物は少量ですが、いずれも減少傾向となっています。

表3－7 事業者の資源物量の推移

単位:t/年

	R2	R3	R4	R5	R6
びん・缶類	2.1	1.3	2.0	0.8	0.7
ペットボトル	0.3	0.3	0.7	0.4	0.2
プラスチック製容器包装 白色トレイ	0.9	1.0	0.8	0.8	0.5
合計	3.3	2.6	3.5	2.0	1.4

(2) 中間処理量

本町の燃やせるごみ及び選別後の可燃残渣は、クリーンパーク茂原で焼却処理されています。燃やせるごみの量、選別可燃残渣はともに増減を繰り返しており、令和6年度は令和2年度と比べると減少しています。

本町の焼却処理量は、広域における焼却処理量に対し5.7%を占めています。

表3－8 焼却処理量の推移

単位:t/年

	R2	R3	R4	R5	R6
燃やせるごみ	9,278	8,916	7,514	8,220	8,053
選別可燃残渣	193	189	193	207	174
合計	9,470	9,104	7,706	8,428	8,227
焼却処理量(広域)	164,880	161,223	151,212	145,223	144,661

※燃やせるごみは搬入時に計量しますが、搬入後はごみピットに貯留してから焼却処理されます。一方、焼却処理量は焼却処理時に計量する数値のため、ずれが生じます。

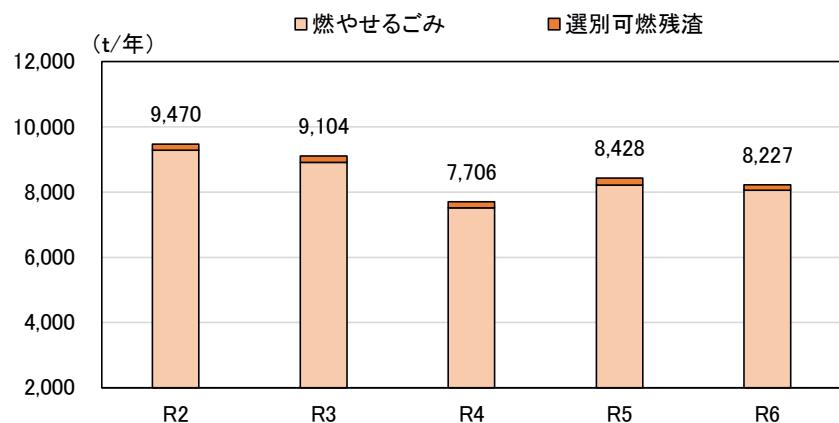


図3－5 焼却処理量の推移

表3－9 クリーンパーク茂原の概要

竣 工	平成13年3月
焼却設備	130t/24h×3炉
灰溶融設備	電気溶融式 (40t/24h×1炉)
破碎設備	33 m³/h×1基 (可燃性粗大ごみ用)
余熱利用方法	・クリーンパーク茂原内：暖房・給湯（施設） ・保健施設：高温水供給（施設、浴場）
ごみ発電（定格出力）	7,500kw

また、本町のプラスチック製容器包装及び白色トレイは、エコプラセンタ下荒針で処理されており、令和4年度をピークに減少傾向に転じています。

表3－10 プラスチック製容器包装等の推移

単位：t/年

	R2	R3	R4	R5	R6
プラスチック製容器包装	212	227	237	230	223
白色トレイ	0	0	0	0	0
合計	212	227	237	230	223

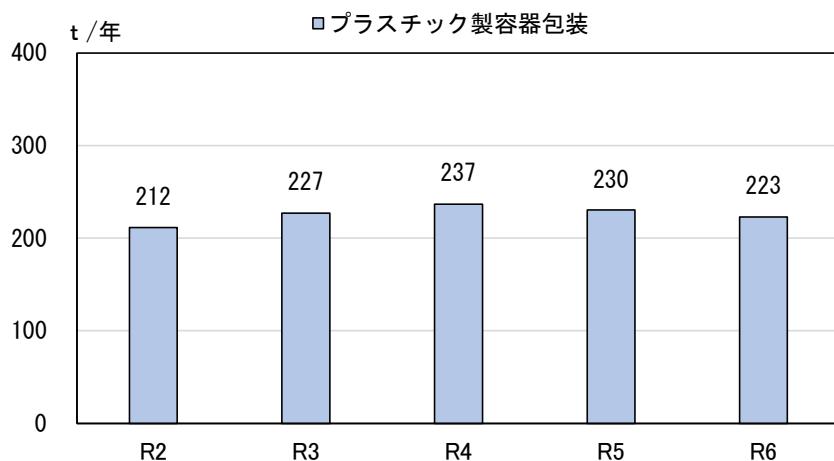


図3－6 プラスチック製容器包装等の推移

表3－11 エコプラセンタ下荒針の概要

竣工	平成22年3月
処理能力	36t/日（6h）
処理ライン	・プラスチック製容器包装ライン [34.6t/6h×1系列] ・白色トレイライン [1.4t/6h×1系列]
選別回収品目	プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く。）、白色トレイ
選別方式	機械選別＋手選別

（3）資源化量

本町で排出される、不燃ごみ、危険ごみ、粗大ごみ、びん・缶類、ペットボトルは、クリーンパーク茂原リサイクルプラザで破碎・選別等の処理をしています。

本町の資源化量は、一部増加している項目もありますが、全体量としては減少傾向にあります。カレット、エコスラグ、溶融メタル、蛍光管・乾電池は増加していますが、破碎金属、プレス金属、プラスチック製容器包装等のほか、資源団体回収や紙や布の資源物（民間資源化）は減少しています。

表3－12 資源化量の推移

単位:t/年

	R2	R3	R4	R5	R6
破碎金属	135	113	92	88	87
プレス金属	154	149	142	134	140
カレット	84	84	96	81	100
ペットボトル	69	70	73	87	69
プラスチック製容器包装	232	219	248	231	194
白色トレイ	2	3	3	4	3
エコスラグ	25	47	5	52	82
溶融メタル	8	23	2	13	17
焼け鉄	14	15	2	13	12
蛍光管・乾電池	98	97	92	86	111
小計	821	821	755	789	816
資源団体回収	414	397	351	353	301
資源物（民間資源化）	522	491	512	483	455
合計	1,757	1,708	1,619	1,625	1,572
資源化率	18.6	18.9	17.8	18.3	18.2

※資源化率は、資源団体回収、資源物（民間資源化）等を含む総ごみ量（令和6年度：

8,633t）に対する、最終的に資源化された量（令和6年度：1,572t）の割合。

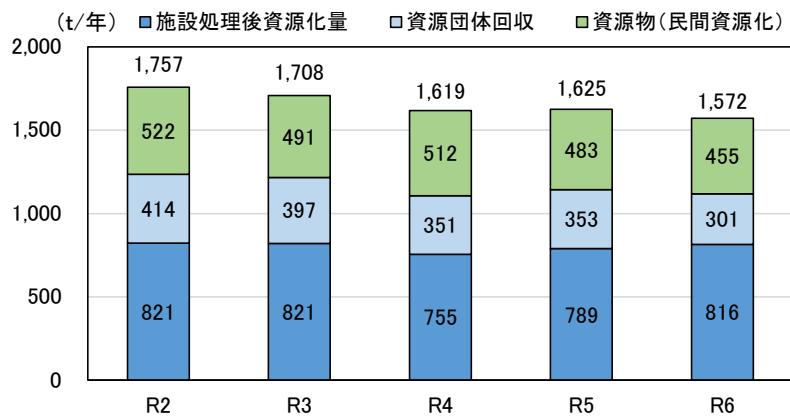


図3－7 資源化量の推移

表3－13 クリーンパーク茂原リサイクルプラザの概要

竣工	平成13年3月
処理能力	135t/日 (5h)
処理ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・びん・缶類ライン [46t/5h×2系列] ・ペットボトルライン [8t/5h×1系列] ・不燃ごみライン [35t/5h×1系列]：不燃ごみ 25t/5h、粗大ごみ 10t/5h]
選別回収品目	粉碎金属（鉄、アルミ）、プレス金属（鉄、アルミ）、カレット（無色、茶色、その他）、ペットボトル、蛍光灯・乾電池
選別方式	機械選別+手選別

(4) 最終処分量

焼却や破碎等の中間処理の過程で出る焼却主灰やばいじん、溶融スラグ、資源化できない不燃物残渣等は、エコパーク下横倉で埋立処分を行っています。令和6年度の本町の最終処分量は、令和2年度に比べ約18%減少しています。選別不燃残渣、焼却主灰は減少傾向にあるものの、ばいじん及び溶融スラグがやや増加しています。

また、ごみの総排出量に対する最終処分量の割合である最終処分率をみると、令和4年度はクリーンパーク茂原の火災の影響により溶融スラグ量が減少したため、前年度より2.6ポイント増加したものの、その後は約12%となっています。

前計画では、個別目標として令和7年度における最終処分量を850t/年に設定していましたが、令和6年度の実績をみると減少しているものの達成は厳しい状況です。

表3－14 最終処分量の推移

単位:t/年

	R2	R3	R4	R5	R6
選別不燃残渣	351	306	282	277	260
焼却主灰	532	343	690	351	374
ばいじん	278	305	410	283	284
溶融スラグ	143	191	6	181	149
合計	1,304	1,145	1,389	1,092	1,067
最終処分率	13.8	12.7	15.3	12.3	12.4

※選別不燃残渣：粗大ごみや不燃ごみ等を破碎処理する際に出るものうち、資源化ができない不燃性のもの

焼却主灰：焼却炉の底などから回収される焼却灰

ばいじん：焼却の際に発生する、すななどの微細な粒子状の物質

溶融スラグ：焼却灰等を1,200℃以上の高温で溶融した後、冷却、固化したもの

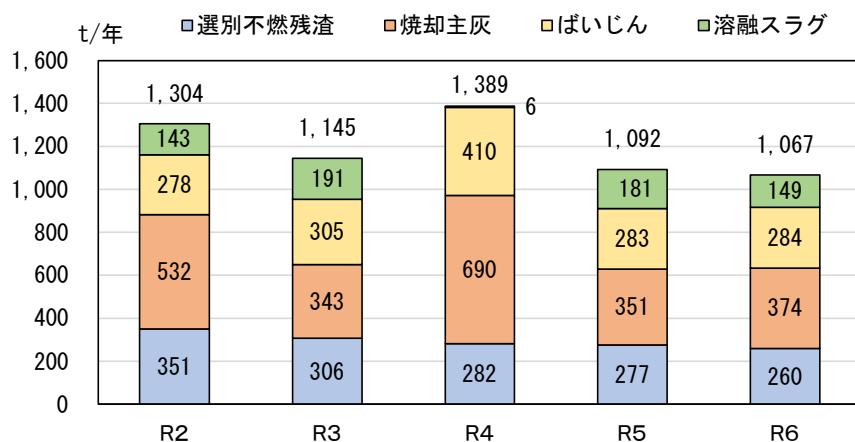


図3－8 最終処分量の推移

表3－15 エコパーク下横倉の概要

竣工	令和2年3月
埋立面積	約2.6ha
埋立容積	約290,000m³
計画期間	令和2年度～令和17年度
埋立方式	準好気性サンドイッチ方式
浸出水処理能力	55m³/日

3 施策の取組状況

【1 ごみの発生及び排出を極力抑える】

個別施策
<p>《意識改革》</p> <p>○ホームページや広報等による情報提供</p> <ul style="list-style-type: none">・広報誌及び町ホームページに、ごみの出し方等の記事を随時連載 <p>○イベント等による意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none">・クリーンパーク茂原及びエコプラセンタ下荒針見学会の実施・小型家電の回収を周知するため、健康福祉まつりでPRを実施 <p>○講習会等のイベント実施</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみの分別に関する出前講座等の実施
<p>《発生抑制》</p> <p>○生ごみの水切り励行</p> <ul style="list-style-type: none">・広報誌及び町ホームページによる周知
<p>《再使用》</p> <p>○バザーの開催（クリーンパーク茂原）</p> <ul style="list-style-type: none">・エコまつりにおいて、バザー他、いろいろな体験コーナーや地元の環境活動団体の展示、工場見学などを実施 <p>○粗大ごみの再生販売（クリーンパーク茂原）</p> <ul style="list-style-type: none">・粗大ごみとして出された自転車や家具類を専門スタッフがきれいにし、毎月地域住民に提供する「再生品コーナー」を設置 <p>○衣類再利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none">・広報誌やホームページ等において、衣類再利用を周知 <p>《減量化（排出抑制）》</p> <p>○生ごみの減量</p> <ul style="list-style-type: none">・生ごみの堆肥化・減量化を目指し、コンポスト容器や機械式生ごみ処理機を購入する町民に経費の一部を補助する制度を実施（コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助制度） <p>⇒令和6年度実績：コンポスト容器3台、機械式処理機8台</p>
<p>《普及啓発》</p> <p>○資源再利用運動報奨金制度活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ホームページにて資源再利用運動の告知 <p>○店頭での資源回収の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・町内小売店において、使用済小型家電の回収ボックスを設置

【2 適正な資源循環利用を促進する】

個別施策
<p>《資源化》</p> <p>○分別の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみの分別に関する出前講座の実施 <p>○生ごみ資源化事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助制度の実施 ※再掲 <p>○資源物の分別収集</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・資源物分別アプリ「さんあ～る」配信 ・資源物とごみの分け方・出し方ポスター作成及び配布 <p>○小型家電のリサイクル推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用の回収ボックスを設置し、使用済み小型家電に含まれるレアメタル等の回収を推進
--

【3 最適な処理・処分を推進する】

個別施策
《収集・運搬》
○分別収集体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・分別効果の周知徹底 ・ごみ捨ての巡回、監視、指導を実施
《適正処理》
○宇都宮市との広域的連携の継続
<ul style="list-style-type: none"> ・広域的連携の継続（協議等の実施）

【4 町民・事業者・行政が協働する】

個別施策
《住民参加》
○資源団体回収による分別促進
<ul style="list-style-type: none"> ・43団体（令和6年度）が活動の一環として集団資源回収を実施
《地域コミュニティの活用》
○自治体等各種団体への広報啓発活動
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やホームページ、かみたんメールでごみの出し方等を周知 ・出前講座の実施 ※再掲 ・ごみ・資源物分別アプリ「さんあ～る」を周知
○団体回収の報奨金制度（資源再利用運動報奨金制度）※再掲
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等の取組団体に対し、1kgにつき5円の報奨金を交付 ・「とちぎの環境美化県民運動」に合わせた美化運動を実施し、報奨金を交付
○不法投棄の未然防止、拡大防止の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止のための看板設置等 ・環境パトロール車による見回りの実施

4 課題

(1) 3 Rの強化及び4 Rの促進

家庭系ごみ、事業系ごみはともに目標としていた「1人1日当たり家庭ごみ排出量（資源、資源集団回収除く）」、「事業系ごみ排出量」を達成できています。

しかし、循環経済への移行を進めるためにはより一層のごみの減量が必要です。ごみ排出量を減らすためには、レジ袋、食品ロスの削減など、ごみになるものを減らす「リデュース」、不要なものを再使用する「リユース」、資源物を再生し利用する「リサイクル」の3 Rの取組を強化することが必要です。また、4 R（①不要なものは断る“リフューズ”、②ごみを減らす“リデュース”、③繰り返し使う“リユース”、④資源として再生利用する“リサイクル”）についても3 Rの強化と合わせて取り組むことで、さらなるごみ減量、資源化を進める必要があります。

(2) 分別の徹底

家庭から排出される燃やせるごみの中には、資源化可能な紙類などの資源物が一定量混入しており、本町とごみの広域処理をしている宇都宮市の令和6年度のごみ組成分析調査では、工夫により減量できる「食品ロス」9.6%のほか、「資源化可能な紙類」8.1%、「資源化可能な布類」3.4%、「プラスチック製容器包装」8.5%となっています。低下傾向にあるリサイクル率を向上するためにも、これらの分別を徹底することで、リサイクルを着実に進める必要があります。

(3) 食品ロス削減に向けた取組

令和元年10月の「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行以降、「食品寄附ガイドライン」（令和6年12月）、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」（令和6年12月）、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（令和7年3月）が示されており、自治体や事業者も積極的に取り組んでいく必要があります。ごみ組成分析調査結果から、未利用食品などの食品ロスがみられることから、本町においても広報やイベント、出前講座等の際に町民や事業者に広く周知徹底を図り、現在実施している廃食用油の店頭回収のさらなる展開をはじめ、事業者と連携した取組についても検討していく必要があります。

(4) プラスチック資源化への取組

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」、令和3年6月に成立した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、自治体は製品プラスチックについても分別回収・再商品化に取り組んでいくことが求められています。本町においては、「プラスチック製品」の資源化など、新たな施策の検討・展開する必要があります。

(5) 町民・事業者への啓発

本町では、ごみ・資源物分別アプリ「さんあ～る」の導入、コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助制度や出前講座等の取組を実施しています。これらの取組をさらに強化しつつ、3Rの重要性や4Rを町民・事業者へ広く周知する必要があります。

また、近年は、町内に住む外国人も増えていることも考慮し、外国人や集合住宅の居住者等、情報が届きにくい人への情報提供方法を工夫しながら、分別方法などを伝えていく工夫が求められます。

(6) 安定したごみ処理・処分体制の整備

本町は、宇都宮市との広域的連携のもと、中間処理・最終処分を行っています。宇都宮市とともに、焼却処理量及び最終処分量の低減を図りながら、安定した中間処理施設及び最終処分場の稼働並びに整備を推進するためには、さらなるごみ減量・資源化の推進を図るとともに、宇都宮市と協力しながら、必要に応じて、適切な費用の負担や分別区分、ごみ収集体制の見直し等を検討する必要があります。

なお、近年問題となっているリチウムイオン電池を含む廃棄物は、発火や火災の原因となります。安定したごみ処理を継続するため、分別排出やその方法について広く周知する必要があります。

(7) 高齢者への対応

少子高齢化の進展により、ごみステーションへのごみ出しや分別が困難になる世帯が増えることが想定されます。上三川町第8次総合計画の将来像の実現に向けて、高齢者や障がいのある方のごみ出しのサポート方法・体制を、関係各課等とともに検討する必要があります。

(8) 災害時の体制の整備

地震や水害などにより発生する災害廃棄物について、本町では「上三川町地域防災計画」（令和5年3月改訂）、「上三川町災害廃棄物処理計画」（令和2年6月策定）において処理方法等を定めています。発災時には、これらの計画に則って、関係各課及び近隣市、国、県、関係機関、事業者とも協力し、迅速かつ安全に災害廃棄物を処理することが求められます。

また、近年多発している台風・大雨などの風水害についても、過去の事例などから、被災時の課題等をあらかじめ抽出し、対策を検討するなど、平時からの備えに努め、より実効性のある体制を構築する必要があります。

さらに、災害時のごみの排出方法や分別、注意点等について町民に広く周知するとともに、関係者との情報の共有を図り、災害発生時の円滑な収集運搬や衛生環境の維持に努めることが重要です。

コラム 「食品ロスの問題（1）」

「食品ロス」とは、食材の生産・流通から店舗や家庭等での消費までの様々な段階において、捨てられてしまう食品のことです。

気象等の影響による場合もありますが、商習慣など人為的な問題が多くあります。

[生産や流通]

- ・生産調整による廃棄
- ・生産や貯蔵時の病害虫被害
- ・異常気象
- ・規格外品の選別・除外
- ・加工／表示ミスでの除外
- ・店舗で売れ残った商品の廃棄

[消費]

- ・食品の買いすぎ
- ・賞味期限切れ
- ・作りすぎ
- ・調理時の皮等の過剰除去
- ・食べ残し

など

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本理念と基本方針

2 目標値の設定

3 目標達成に向けた施策

4 推進体制

1 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

本町を取り巻く社会状況の変化及び国、県の方針や目標等を踏まえながら、カーボンニュートラル、循環経済への移行実現を目指した取組が求められています。

一人ひとりがごみの減量や分別を意識し、それぞれのライフスタイルに合わせてできることを実践するとともに、町民や事業者、行政の各主体が協働で取り組むことで“笑顔あふれる豊かなくらし”の実現を目指します。

このため、本町の将来像を次のように掲げます。

みんなで創る豊かな未来 循環型のまち 上三川

上三川町の循環型社会の将来像

3R（リデュース・リユース・リサイクル）を中心に、4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）の取組を進め、省資源化や脱炭素等の環境への負荷が少ない循環型社会へ移行していきます。

本町の豊かな自然環境を維持するとともに、町民・事業者・行政の協働により資源循環を進め、災害に強く、安心して暮らすことのできる町の実現を目指します。

(2) 基本方針

1 (1) 基本理念で掲げた「上三川町の循環型社会の将来像」の実現に向けて、ごみ処理基本計画における基本方針を以下のとおりに設定します。

基本方針1 各主体の意識高揚と連携

本町の豊かな自然環境を維持するとともに、町民・事業者・行政の協働により資源循環を進め、災害に強く、安心して暮らすことのできる町の実現を目指します。

基本方針2 3Rを重視した4Rの取組の強化

さらなるごみの減量・資源化を実現するためには、「物を大切に使い、ごみとなるものをできるだけ出さない（リデュース）」、「まだ使えるものは再使用する（リユース）」、「資源として再生利用する（リサイクル）」を重点的に実施するとともに「不要なものは断る（リフューズ）」を加えた4Rにかかる取組も進める必要があります。

また、プラスチック製品など新たに資源化に取り組む可能性がある品目については、検討を進めます。

基本方針3 適正処理・処分の推進

ごみ及び資源物として排出されたものについては、宇都宮市と連携しながら、中間処理においてできる限り資源化を進めることで、適正処理を実行し、最終処分量の削減を図ります。

基本方針4 これからの社会変化への対応

人口の減少、少子高齢化社会の到来を見据え、社会の変化に対応した廃棄物処理体制を構築します。また、地震や水害など、近年増加する災害に備え、宇都宮市や県、国とも連携し、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理体制の整備に取り組んでいきます。

2 目標値の設定

(1) ごみ量の見通し

本町においては、将来人口は令和12年までは微増、その後減少に転じると予想されており、令和22年においては、令和6年度比で6.1%減の29,037人と想定されます。

現在取り組んでいる施策等をこのまま継続した場合、将来におけるごみ量全体としては減少する見通しとなっています。

項目別に見ると、人口減少の影響がより大きい家庭系ごみ・資源団体回収については、それぞれ令和6年度に比べ家庭系ごみは約8%減、資源団体回収は約24%減が見込まれます。事業系ごみについては、社会情勢等に大きく左右されますが、近年の状況から約2%の増加が見込まれます。

表4－1 ごみ量の見通し（現状推移）

	実績値		推計値							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
人口	30,936	30,229	30,265	30,300	30,335	30,370	30,405	30,283	30,161	
家庭系ごみ	6,448	6,265	6,245	6,234	6,228	6,225	6,225	6,194	6,164	
事業系ごみ	1,883	1,905	1,908	1,910	1,912	1,913	1,914	1,915	1,916	
資源団体回収	301	297	289	283	277	273	268	263	259	
ごみ総排出量	8,633	8,467	8,442	8,426	8,417	8,411	8,407	8,372	8,338	8,306

	推計値							
	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
人口	30,039	29,917	29,795	29,644	29,492	29,341	29,189	29,037
家庭系ごみ	6,135	6,106	6,078	6,045	6,012	5,979	5,946	5,914
事業系ごみ	1,916	1,917	1,918	1,918	1,918	1,919	1,919	1,919
資源団体回収	254	250	247	243	239	236	233	229
ごみ総排出量	8,306	8,274	8,243	8,206	8,170	8,134	8,098	8,063

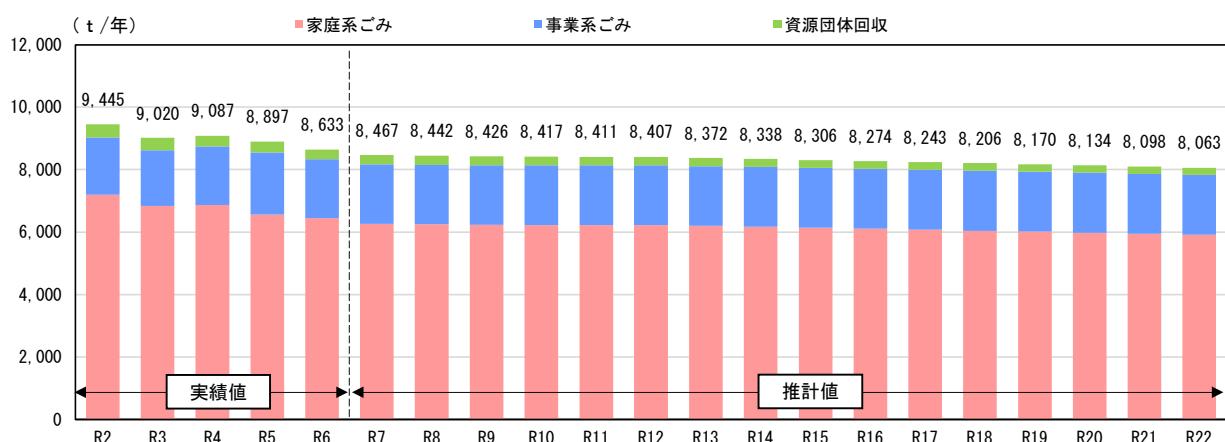


図4－1 ごみ量の見通し（現状推移）

(2) 目標値

本計画では、家庭及び事業所における、ごみの減量や資源化の取組の成果を反映するものとして、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源、資源団体回収除く）」と「事業系ごみ排出量」を設定します

また、最終処分量についても目標を設定し、最終処分量の低減による最終処分場のより長期的な利用を目指します。

目標1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源、資源団体回収除く）

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における目標（令和12年度：478g/人・日）より高い《475g/人・日》を令和12年度に達成することを目指し、減量を進めます。

令和12年度 475g/人・日（約1.7%減）を目指す

年度	実績		目標	
	R6年度	R12年度	R17年度	R22年度
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	483	475	465	460
削減率	—	1.7%	3.7%	4.8%

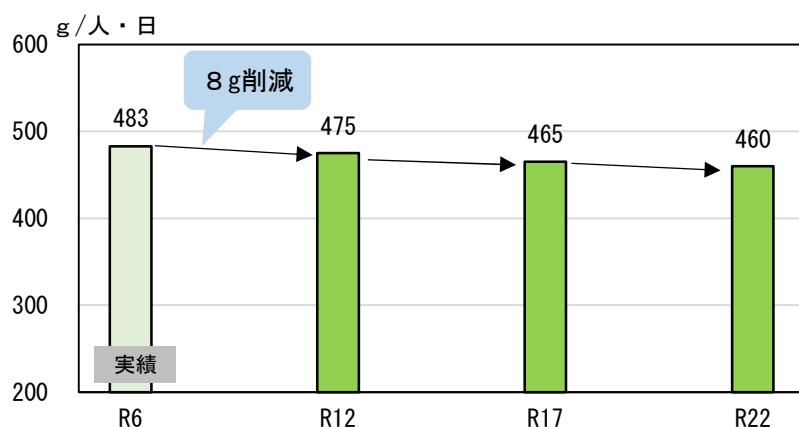


図4－2 目標値の推移

目標2 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、景気の動向等に影響されること、本町における近年の排出量は微増傾向にあること、さらに将来のごみ量の見通しも増加が予想されることを踏まえ、できる限り増加を抑制し、令和12年度に《1,880 t /年》を達成することを目指して減量を進めます。

令和12年度 1,880 t（約0.2%減）を目指す

年度	実績		目標	
	R6年度	R12年度	R17年度	R22年度
事業系ごみ 排出量	1,883	1,880	1,850	1,815
削減率	—	0.2%	1.8%	3.6%

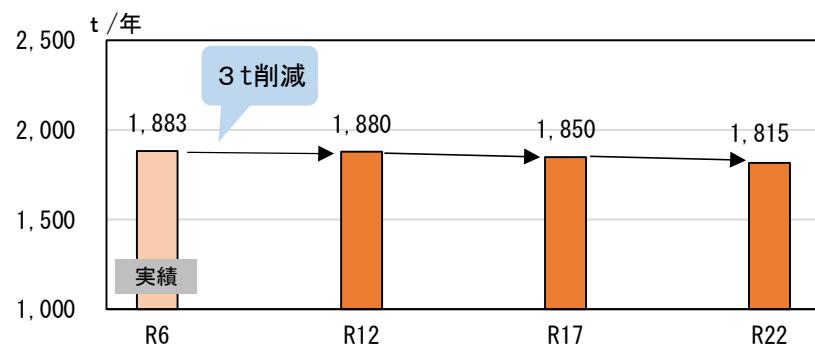


図4-3 目標値の推移

目標3 最終処分量

最終処分量は、中間処理後の量であり、スラグの有効活用を除くと直接減量することが難しいため、目標1、2を達成した場合の推計値を踏まえた目標とし、令和12年度に《1,035 t /年》を達成することを目指して、ごみの減量、資源化の推進に取り組みます。

なお、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の目標である「令和4年度比で約5%削減」については、すでに達成しているため、さらなる減量を目指します。

令和12年度 1,035 t /年（約3.0%減）を目指す

年度	実績	目標		
		R6年度	R12年度	R17年度
最終処分量	1,067	1,035	1,005	975
削減率	—	3.0%	5.8%	8.6%

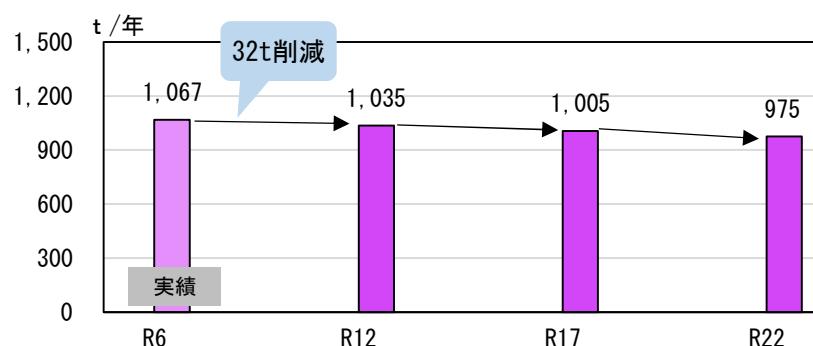


図4-4 目標値の推移

表4－2 ごみ排出量の見通し（目標達成時）

区分		実績値					計画値		
		R2	R3	R4	R5	R6	R12	R17	R22
人口		31,288	31,225	31,103	30,860	30,936	30,405	29,795	29,037
家庭系	焼却ごみ	5,755	5,544	5,501	5,343	5,247	5,032	4,841	4,640
	不燃ごみ	203	167	167	128	120	115	113	110
	危険ごみ	20	16	16	16	16	16	15	15
	粗大ごみ	132	39	71	31	71	68	67	65
	資源物	1,089	1,070	1,110	1,047	994	988	992	992
	資源物（施設）（宇都宮市）	びん・缶類	250	244	245	217	200	193	188
	資源物（民間資源化）	ペットボトル	106	109	116	118	118	113	108
	資源物（施設）（宇都宮市）	プラスチック製容器包装白色トレイ	211	226	236	230	222	229	238
	資源物（民間資源化）	新聞	110	126	156	126	113	112	113
	資源物（施設）（宇都宮市）	雑誌	120	101	97	95	91	92	93
	資源物（民間資源化）	ダンボール	118	113	119	118	113	112	113
	資源物（施設）（宇都宮市）	雑古紙	65	62	66	68	64	65	67
	資源物（民間資源化）	紙パック	1	0	0	0	0	0	0
	資源物（施設）（宇都宮市）	布類	101	82	68	71	68	66	64
	資源物（民間資源化）	びん類（一升瓶など）	7	6	6	5	6	6	5
計		7,199	6,836	6,864	6,566	6,448	6,219	6,028	5,822
事業系	焼却ごみ	1,742	1,717	1,804	1,888	1,818	1,814	1,783	1,751
	不燃ごみ	15	20	26	29	25	25	25	24
	危険ごみ	0.3	0.5	1.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4
	粗大ごみ	71	47	36	59	38	38	37	36
	資源物	3.3	2.6	3.5	2.0	1.4	1.3	1.3	1.3
	資源物（施設）（宇都宮市）	ペットボトル	0.3	0.3	0.7	0.4	0.2	0.1	0.1
	資源物（民間資源化）	びん・缶	2.1	1.3	2.0	0.8	0.7	0.7	0.7
	資源物（施設）（宇都宮市）	プラスチック製容器包装	0.9	1.0	0.8	0.8	0.5	0.5	0.5
	資源物（民間資源化）	計	1,832	1,787	1,871	1,978	1,883	1,879	1,847
	資源物（施設）（宇都宮市）	紙類	新聞・チラシ	215	220	198	192	160	142
	資源物（民間資源化）	雑誌・その他の紙	83	65	54	57	50	45	41
	資源物（施設）（宇都宮市）	ダンボール	104	91	80	87	76	68	62
	資源物（民間資源化）	紙パック	0	0	0	0	0	0	0
	資源物（施設）（宇都宮市）	布類	10	6	4	3	3	3	2
	資源物（民間資源化）	びん・缶	2	14	14	14	12	11	10
	資源物（施設）（宇都宮市）	計	414	397	351	353	301	268	247
総排出量		9,445	9,020	9,087	8,897	8,633	8,367	8,122	7,865

表4-3 処理処分量（目標達成時）

区分		実績値					計画値			
		R2	R3	R4	R5	R6	R12	R17	R22	
クリーンパーク茂原	搬入量	燃やせるごみ	9,278	8,916	7,514	8,220	8,053	7,803	7,551	7,285
		選別可燃残渣	193	189	193	207	174	172	171	169
		小計	9,470	9,104	7,706	8,428	8,227	7,975	7,722	7,454
	搬出量	焼却主灰	531.8	343.3	689.9	351.2	374	363	351	339
		ばいじん（飛灰）	278.1	304.5	410.3	282.7	284	275	266	257
		焼け鉄	13.9	15.5	1.8	13.3	12	12	11	11
		溶融スラグ	168.6	238.1	11.9	233.1	231	224	217	209
		溶融メタル	7.8	22.6	2.2	13.0	17	17	16	16
		小計	1,000	924	1,116	893	919	890	862	832
クリーンパーク茨城原	搬入量	不燃ごみ・危険ごみ	258	220	211	187	173	168	165	160
		粗大ごみ	150	137	71	84	83	81	79	77
		ペットボトル	111	113	118	120	120	116	113	110
		びん・缶	277	268	251	231	213	206	201	196
		小計	796	737	650	622	589	571	558	543
	搬出量	破碎金属	135	113	92	88	87	85	83	81
		プレス金属	154	149	142	134	140	136	133	129
		カレット	84	84	96	81	100	97	94	92
		ペットボトル	69	70	73	87	69	66	65	63
		選別可燃残渣	151	147	155	163	128	124	121	118
	選別不燃残渣		351	306	282	277	260	252	246	239
	蛍光管・乾電池		98	97	92	86	111	108	106	103
	小計		1,042	967	931	915	895	867	847	825
エコブランセンター	搬入量	プラスチック製容器包装 白色トレイ	226	227	231	229	223	229	238	245
		プラスチック製容器包装 白色トレイ	232	219	248	231	194	200	207	214
	搬出量	選別可燃残渣	42	42	38	45	47	48	50	51
		小計	276	263	289	279	244	251	260	268
		破碎金属	135	113	92	88	87	85	83	81
資源物	プレス金属		154	149	142	134	140	136	133	129
	カレット		84	84	96	81	100	97	94	92
	ペットボトル		69	70	73	87	69	66	65	63
	プラスチック製容器包装		232.1	219	248	231	194	200	207	214
	白色トレイ		2.4	3	3	4	3	3	3	3
	焼け鉄		14	15	2	13	12	12	11	11
	溶融スラグ		25	47	5	52	82	79	77	74
	溶融メタル		8	23	2	13	17	17	16	16
	蛍光管・乾電池		98	97	92	86	111	108	106	103
	資源物回収		414	397	351	353	301	268	247	229
最終処分量	資源物（民間資源化）		522	491	512	483	455	453	456	456
	合計		1,757	1,708	1,619	1,625	1,572	1,524	1,498	1,471
	資源化率		18.6	18.9	17.8	18.3	18.2	18.2	18.4	18.7
	焼却主灰		532	343	690	351	374	363	351	339
	ばいじん（飛灰）		278	305	410	283	284	275	266	257
	不燃残渣		351	306	282	277	260	252	246	239
	溶融スラグ		143	191	6	181	149	145	140	135
	合計		1,304	1,145	1,389	1,092	1,067	1,034	1,003	971
	最終処分率		13.8	12.7	15.3	12.3	12.4	12.4	12.4	12.3

3 目標達成に向けた施策

(1) 施策体系

ごみの減量等の目標達成を目指し、4つの基本方針に基づいて、様々な施策を展開します。

基本方針1 各主体の意識高揚と連携

- 1-1 出前講座等による町民の意識高揚
- 1-2 教育機関と連携した環境教育の充実
- 1-3 広報誌、ホームページ、アプリ等による情報提供
- 1-4 イベント等における意識啓発
- 1-5 地域、活動団体、事業者、関係機関等との連携

基本方針2 3Rを重視した4Rの取組の強化

- 2-1 生ごみの減量化に向けた取組の徹底
- 2-2 食品ロスの削減
- 2-3 容器包装の削減
- 2-4 衣類等のリユースの推進
- 2-5 分別排出の徹底
- 2-6 施設における大型ごみのリユースの推進
- 2-7 資源再利用運動報奨金制度の推進（資源団体回収の促進）

基本方針3 適正処理・処分の推進

- 3-1 分別収集体制
- 3-2 中間処理施設の維持管理と整備
- 3-3 最終処分量の削減
- 3-4 家庭系ごみ有料化の調査・研究
- 3-5 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進

基本方針4 これからの社会変化への対応

- 4-1 高齢化社会への対応
- 4-2 新たな分別品目の検討
- 4-3 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に向けた取組
- 4-4 処理困難物等への対応の検討

(2) 施策

基本方針1 各主体の意識高揚と連携

■ 1-1 出前講座等による町民の意識高揚

本町では、町民を対象に、ごみの減量や分別に関する出前講座を実施しています。分別の分かりにくい項目や、ごみの減量・ごみのゆくえのほか、町民の要望や社会状況等を踏まえながら講習会等のメニューを見直し、内容の充実を図ります。特に4Rである「不要なものは断る“リフューズ”」など、ごみを発生させない意識を浸透させるため、様々な機会を通じて情報を発信します。

なお、出前講座等の実施について、広報誌やホームページ等により広く周知を図り、認知度を高め、参加回数の増加、参加者の増加を目指し、町民の意識高揚に努めます。

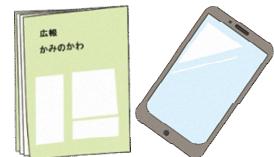
■ 1-2 教育機関と連携した環境教育の充実

廃棄物や環境に対する意識の醸成は、学校教育の中でも育まれていきます。ごみ問題を身近なものとして自ら行動できるよう、今後を担う若い世代に向け、啓発等を進めます。

教育機関と連携し、町内の小中学校における環境教育の充実を図り、中間処理施設等の見学やごみの減量方法、分別等について学ぶ機会を設け、意識高揚に努めます。

■ 1-3 広報誌、ホームページ、アプリ等による情報提供

本町においては、広報誌「広報かみのかわ」等の紙媒体のほか、ホームページやごみ・資源物分別アプリ「さんあ～る」といった様々な電子媒体も活用し、情報の周知に努めています。情報媒体は、世代により利用する媒体に違いがあることから、多様な媒体を活用しながら広く情報を周知し、啓発を進めます。



■ 1-4 イベント等における意識啓発

各種イベントは様々な人が集まるため、ごみや分別の意識の高さに関わらず多くの人に対する周知を行う機会です。県等と協働で実施するキャンペーンや本町及び地域で開催されるイベント等へ積極的に出展し、より多くの人への啓発を行います。

ご存知ですか？ ごみ・資源物分別アプリ「さんあ～る」

スマートフォン対応アプリ「さんあ～る」は、ごみ・資源物の分別方法や出し方、収集日などを検索できます。また、お住まいの地区（自治会）を設定することにより、収集日をお知らせする機能もついていますので、ごみ・資源物の分別収集に、ご活用ください。



①アプリのインストール

Android、iPhone それぞれのストアより、「さんあ～る」で検索するか、下記のQRからダウンロードしてください。

※アプリの利用料は無料ですが、通信料についてはご負担ください。



こんな情報が見られます！

- ・ごみの収集カレンダー
- ・町からのメッセージ
- ・ごみの種類別の出し方
- ・クイズ

など



②インストールしたら・・・

お住まいの地区を選択してください。

設定が完了すれば、使用開始できます。



※上記の「さんあ～る」に関する内容は、町民の皆様に周知しているチラシをもとに作成しています。

■ 1-5 地域、活動団体、事業者、関係機関等との連携

3Rの推進に向けて、地域で活動するグループや活動団体、事業者等の活動の状況を把握し、関係機関とともに活動の支援、連携を図ります。さらには、各主体と協働して様々な取組を展開し、地域が一体となって取り組まなければならない課題に取り組んでいきます。

また、「とちぎの環境美化県民運動」の県民統一行動日に合わせて自治会や各種団体と協力して実施する、美化運動を継続します。

基本方針2 3Rを重視した4Rの取組の強化

■ 2-1 生ごみの減量化に向けた取組の徹底

ごみの減量に向けては、ごみ量の多くを占める燃やせるごみを減らすことが必要です。特に、生ごみは水分を多く含み重量もあるため、混入している資源化可能な紙類やプラスチック製容器包装の分別とともに減量に向けた効果的な取組が求められます。

水切りの徹底のほか、食材や料理を無駄にしないといった日常生活で取り組むことができるよう、情報の周知を図ります。

また、生ごみ処理機等の利用を図り、家庭で発生する生ごみの効果的な減量化・資源化を促進します。コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助事業についても、町民へ広く周知するとともに、機器を使用する上での工夫点等について広報誌やホームページ等で発信し、利用者数の増加と継続的な利用を推進します。

表4-4 コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助事業の概要

補助対象	町民の方で、家庭の生ごみを堆肥化・減量化するためのコンポスト容器や機械式生ごみ処理機を購入、設置した方で、町税を世帯全員が滞納していない世帯。 ※申請期間は購入後6ヶ月間
対象機器	コンポスト容器（屋内用・屋外用）、機械式生ごみ処理機（分解式、乾燥式、消滅式）とともに機種の指定なし。
台数	・コンポスト容器：1世帯2基まで ・機械式生ごみ処理機：1世帯1台
補助金額	・コンポスト容器1基につき購入金額の半額（3,000円が限度） ・機械式生ごみ処理機1台につき購入金額の半額（2万円が限度）

■ 2-2 食品ロスの削減

食品ロスを削減するため、町民や活動団体、事業者等による取組を推進します。

家庭での取組を促進するため、広報誌やホームページ、出前講座、各種イベント等を活用し、啓発を進めます。また、飲食店等の事業者と連携し、「3きり運動（料理はおいしく“食べきり”、食材は無駄なく“使いきり”、生ごみの水分を減らす“水きり”）」を進めるほか、ハーフサイズや少量メニューの導入を促進します。

また、町内及び近隣地域で、フードバンク活動やフードドライブを実施している団体等の情報を収集して町民に向けて情報を発信するほか、フードバンク活動やフードドライブの共同開催等に取り組むなど、食品ロスの発生抑制を目指します。

表 4-5 食品ロスに向けた取組例

町民	<ul style="list-style-type: none">・食品は必要な分だけ購入する。・買い物の前に冷蔵庫や食品庫を確認する。・食材を使い切る。・料理を作りすぎない。・外食時に食べ残しが出ないように適量を注文する。・「3きり運動」の実践・フードバンクやフードドライブへの参加・生ごみ処理機等による生ごみの減量化、堆肥化
事業者	<ul style="list-style-type: none">・事業活動における生ごみの発生抑制、資源化の推進・「とちぎ食べきり15（いちご）運動」の呼びかけ・ハーフサイズや少量メニューの導入・フードバンク活動やフードドライブへの協力
行政	<ul style="list-style-type: none">・広報誌やホームページを通じた啓発・コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助事業の継続・事業者の取組支援・事業者との協働によるキャンペーンの実施・関係機関と連携したフードバンクやフードドライブの実施・他地域における先進事例の情報の収集・県や他自治体との連携による啓発等の実施・国等への働きかけ

※フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や公共施設、イベント等に持ち寄り、必要とする福祉団体や施設等へ寄付する活動です。

コラム 「食品ロスの問題（2）」



日本における食品ロス発生量約464万トン（令和5年度）のうち、家庭から発生する食品ロスは233万トン（約50%）となっており、家庭由来のものが約半数となっています。日本人1人当たり年間量に換算すると、37kg捨てたことになります（令和5年度推計値）。

日常生活において、食品の買いすぎや作りすぎ、賞味期限切れによる廃棄などを減らしていく必要があります。

■ 2-3 容器包装の削減

令和2年7月のレジ袋有料化開始以降、マイバッグの利用が浸透しています。

また、本町は県及び県内全市町とともに「栃木からの森里川湖(もりさとかわうみ) プラごみゼロ宣言」（令和元年8月）を行いました。3Rのほか、不要なものは断る“リフューズ”を加えた4Rを意識し、使い捨てプラスチックの削減と適正処理を目指し、取組を進めていきます。

商品や商品の購入時には、まだ多くのプラスチック及び紙製の容器包装が使用されており、さらなる削減が必要です。県及び県内市町と協力し、マイバッグの普及を図るとともに、事業者に対しても簡易包装の実施、生分解性プラスチックの導入等を促進します。

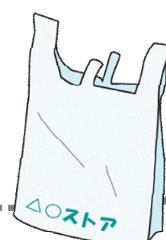
コラム 「レジ袋有料化、マイバッグの浸透」

令和2年7月からプラスチック製レジ袋の有料化が小売店に義務付けられました。

プラスチックは、成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、多くの製品が生産されており、身近で非常に便利な素材です。しかしその一方で、海洋プラスチックごみの発生や生態系への影響、焼却による地球温暖化などの問題も抱えています。

環境省が実施したレジ袋使用状況調査（令和2年11月）によると、調査期間の直近1週間以内の買い物でレジ袋を使わなかった人は71.9%と同年3月に実施した同様の調査の30.4%から大きく増加しました。

また、約半数（51.9%）は「常にマイバッグを持ち歩いている」と回答していることから、レジ袋有料化をきっかけに、マイバッグが定着してきたと考えられます。



■ 2-4 衣類等のリユースの推進

子供服など、まだ着ることができる衣類については、広報誌やホームページ等においてリユースに関する情報を周知し、取組を推進します。



■ 2-5 分別排出の徹底

ごみとなるものを減らすためには、ごみそのものを減らす発生抑制も必要ですが、ごみとして排出する場合は、しっかりと分別することが重要です。燃えるごみの中には、紙類やプラスチック製容器包装等、資源化可能なものが多く混入しています。

また、リチウムイオン電池のように発火等の危険性もあるものの混入も問題となっています。

分かりづらい品目や正しい分別方法について、広報誌やホームページで注意喚起を行い、啓発に努めます。

■ 2-6 施設における大型ごみのリユースの推進

クリーンパーク茂原に併設している宇都宮市環境学習センターにおいて、粗大ごみとして出された自転車や家具を修理し、再生品として提供しています（毎月抽選を実施）。今後も宇都宮市と協力してリユースに向けた取組を継続し、“もったいない”の精神のもと、使えるものは修理して長く使うことでごみの減量化につなげていきます。

■ 2-7 資源再利用運動報奨金制度の推進（資源団体回収の促進）

本町では、自治会や育成会など、町長が適当と認める団体で資源再利用運動（資源物を地域で集め、売却）を行った団体に対して報奨金（回収 1 kg につき 5 円※）を交付しています。

今後も制度を継続し、広報誌やホームページ等で制度の概要や回収情報等を周知し、参加団体や参加者の増加を進めます。

※びん類は 1 本につき 0.67 キログラムとして計算

基本方針3 適正処理・処分の推進

■ 3-1 分別収集体制

本町から排出されるごみは、宇都宮市の施設において広域処理をしています。現在の分別収集体制を今後も維持しますが、国の動向や宇都宮市の施設の状況、分別品目の拡大や見直し等に合わせ、本町の分別収集体制の変更を行います。

■ 3-2 中間処理施設の維持管理と整備

宇都宮市と連携し、広域処理を行っている中間処理施設の維持管理に努めます。施設整備についても、本町及び宇都宮市的一般廃棄物処理基本計画や、国の方針、循環型社会形成推進交付金制度等を踏まえ、ごみの減量、資源化施策の状況、社会情勢に応じて、宇都宮市とともに施設整備の検討を行います。

■ 3-3 最終処分量の削減

家庭や事業所から排出されたごみは、焼却や破碎等の中間処理工程で資源物が回収され、焼却灰や不燃残渣等が最終処分場において埋立処分されます。最終処分量の低減に向け、焼却処理量の削減、分別の徹底による不燃残渣の削減に努めるほか、溶融スラグ等の利用を促進します。これらの取組により最終処分量をできる限り減らし、最終処分場の延命化を図ります。

■ 3-4 家庭系ごみ有料化の調査・研究

栃木県内の市町では、半数以上の14市町（令和7年4月1日時点）で家庭系ごみの有料化制度が導入されています。本町においても、ごみ量の推移や国・県、近隣自治体の動向等を踏まえ、有料化の効果や導入の可能性等について調査・研究を進めます。

■ 3-5 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進

ごみのポイ捨てや不法投棄は、景観の悪化だけではなく、有害物質の流出による環境汚染等の危険性があります。上三川町環境保全条例や上三川町環境美化条例について広報誌やホームページでの啓発を行うとともに、不法投棄未然防止のための看板の設置やパトロールの実施を継続します。

不法投棄が確認された場合、関係機関との情報の共有を行い、不法投棄の拡大防止を図ります。

基本方針4 これからの社会変化への対応

■ 4-1 高齢化社会への対応

今後、高齢化社会がさらに進み、ごみの分別や各家庭からのごみ等の排出を自ら行うことが困難な世帯が増加すると考えられます。関係機関等とも連携し、現状を把握するとともに、ごみの適正な処理の実施に向けて対応を検討します。



■ 4-2 新たな分別品目の検討

さらなる資源化の推進、最終処分量の削減等を目指して、新たに分別収集し資源化が可能な品目について、他地域の事例等の情報を収集し、検討を進めます。

なお、プラスチック製品の分別回収については、検討を進めています。

■ 4-3 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に向けた取組

台風や地震などの大規模災害においては、多量の災害廃棄物が発生します。早期の復旧・復興を進めるためには、これらの災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する必要があります。

本町では、令和2年6月に「上三川町災害廃棄物処理計画」を策定し、令和5年3月に「上三川町地域防災計画」を改訂しています。これらの計画に基づき、平常時における取組を進めます。町民や事業者に対し、災害時のごみの排出方法等について周知します。また、災害時における情報伝達手段、仮置場の確保等を進めるとともに、他地域の災害事例における情報を収集して関係者との共有を図り、必要に応じて、上三川町地域防災計画及び上三川町災害廃棄物処理計画の見直しを行います。



■ 4-4 処理困難物等への対応の検討

現在、本町で適正処理ができないものとして、タイヤやスプリング入りマットレスなどの国指定の適正処理困難物、農薬や石油類等の有害性・発火等の危険性があるもの、広域処理を行っている宇都宮市の施設で処理が困難なものがあります。これらについては、販売店や専門業者へ依頼するよう周知等を行います。

また、科学技術の進展によって様々な新素材や製品の開発が進んでおり、現在の処理施設では対応できない廃棄物が今後増加する可能性があります。受け入れ先が見つからない場合、不法投棄等につながる恐れもあるため、県や宇都宮市とも連携しながら処理可能な事業者や処理方法等に関する情報を収集し、対応を検討します。

表4-6 適正処理ができないもの（例）

・タイヤ	・スプリング入りマットレスやソファー
・ピアノ、電子ピアノ	・ドラム缶
・瓦	・農薬
・石油類	・耐火金庫
・サーフボード	・コンクリート片
・消火器	・プロパンボンベ
・オートバイ など	

コラム 「分別の徹底（リチウムイオン電池等）」

モバイルバッテリー、加熱式タバコ、スマートフォン等のバッテリーなど、リチウムイオン電池を含む電子機器、小型家電等が正しく分別されず、プラスチックなどの可燃性のごみや破碎するごみの中に混入し、収集運搬や処分の工程において、発煙・発火や火災の原因となっています。

本町では、令和5年4月から「危険ごみ」に「ボタン電池(型式番号SR、PR、LR)、小型二次電池(充電式電池)、モバイルバッテリー」を追加しました。排出方法としては、電極にテープを貼り絶縁して透明か半透明の袋に入れてごみステーションに出すこととなっています。



(3) 各主体の役割

主要な主体である、町民、事業者、行政は、それぞれが日常生活や事業活動の中で、自らが取り組むことができるることを実践し、ごみの減量や資源化に努めることが求められています。

さらには、各主体が相互に連携しながら、ライフスタイルの変革や廃棄物の少ない生産・流通・販売といったシステムの構築も必要です。

各主体が担う主な役割を、次のように整理します。

町民

家庭から出るごみは、一般廃棄物の中で大きな割合を占めています。また、日常生活の中には、ごみの減量や資源化につながることが数多くあり、町民一人ひとりの日頃の取組が非常に大切です。

《家庭では》

- ・分別を守る
- ・食べ残さないよう工夫する（作りすぎない、適切に保存する等）
- ・故障しても修理し、長く使用する
- ・生ごみの減量化・堆肥化に努める

《買い物や出かけた時は》

- ・マイバッグを持参し、簡易包装をお願いする
- ・詰め替え商品や再生品を選択する
- ・不要なもの、使い捨て商品をできるだけ購入しない
- ・食品等を買いすぎない
- ・店頭回収を活用する
- ・資源団体回収を利用する
- ・飲食店では食べ残しがでないよう工夫する（適量を注文する等）
- ・フリーマーケットやバザーに参加する
- ・リサイクルショップ（リユース）を活用する
- ・フードバンクやフードドライブに参加する



事業者

事業活動により排出されるごみは、自らの責任と負担により適正に処理する必要があります。事業活動の中でごみの減量や資源化に取り組むとともに、地域の一員として、行政の取組に協力し、地域の良好な環境の維持、循環型社会の形成を実現する役割を担っています。

- ・事業活動で発生する一般廃棄物を削減する
- ・ごみの減量や資源化に対する従業員の意識向上を図る
- ・再生品の利用、グリーン購入に努める
- ・事業所で発生するごみの分別を徹底する
- ・資源物は資源回収ルートを確立し、資源化を進める
- ・再生利用可能な製品の開発を進める
- ・長期間使用可能な製品の開発、アフターサービスの拡充に努める
- ・梱包材の削減を図る
- ・簡易包装の推進
- ・マイバッグキャンペーンやイベント等への協力
- ・店頭回収の実施
- ・リサイクル可能な製品や詰め替え商品の積極的な販売
- ・家電リサイクル法に伴う家電製品の受入及び処理体制の確立
- ・分別収集への協力
- ・行政施策への協力



行政

町民や事業者が行う取組の支援、ごみの減量や資源化に向けた啓発等を進めるとともに、一般廃棄物の適正処理に必要な措置を講じることが求められています。

また、自らも排出者として4Rの実践に努め、循環型社会の形成を牽引する役割を担っています。

- ・町民や事業者への各種啓発活動の実施
- ・出前講座や出前授業、イベント等の実施
- ・事業者へのごみ減量、分別指導
- ・資源団体回収に対する報奨金制度の実施、周知
- ・4Rの率先行動の実施（庁舎内でのごみの減量等）
- ・グリーン購入の実施
- ・ごみの発生量等のデータ、情報の公開
- ・分別収集体制の確立及び適正処理に向けた取組の実施
- ・循環型社会の実現に向けた施設整備
- ・町民、事業者、NPO団体等とのネットワーク構築
- ・不法投棄の未然防止に向けた啓発、パトロールの実施
- ・災害廃棄物の迅速な処理に向けた体制の整備
- ・高齢化社会に向け必要な施策の検討
- ・適正処理に向けた取組の実施



4 推進体制

本計画を推進し、循環型社会に向けては、町民、N P O等の活動団体、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を認識し、協力して各施策に取り組み、実行することが不可欠です。

また、広域処理を実施している宇都宮市、近隣自治体や県とも連携し、様々な施策を展開していきます。

なお、本計画の推進にあたっては、より効果的な取組を実施するため、P D C Aサイクルを念頭に、計画（P l a n）を実行（D o）し、定期的に取組の実施状況や目標の達成状況を確認・評価（C h e c k）します。その結果を受け、必要に応じて目標などを含めた計画の見直しや必要な施策の検討（A c t）を行います。

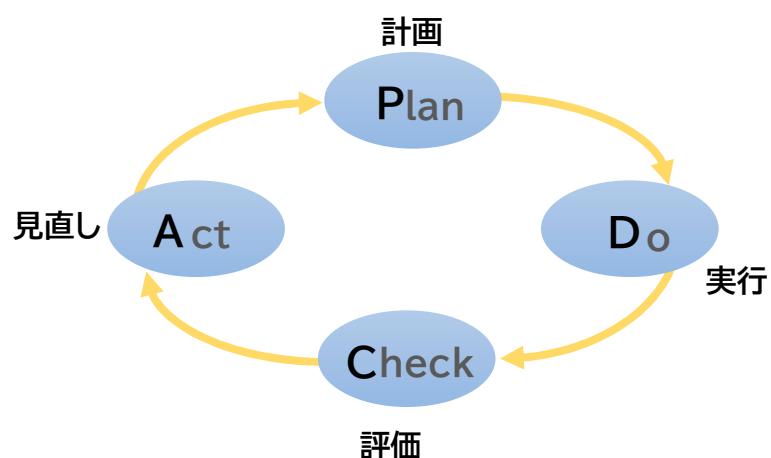


図4－5 P D C Aの流れ

- 計画（P l a n）
減量等の目標や施策等を定めた計画を策定する。
- 実行（D o）
町民や事業者、行政など各主体が協力して減量化や資源化に向けた取組を進める。
- 評価（C h e c k）
各年度等において、施策の取組や目標値の達成状況について確認し、公表する。
- 見直し（A c t）
新たな追加施策や目標値の変更等を検討し、必要に応じて計画の改定を行う。

上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和8（2026）年3月

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

TEL：0285-56-9111

FAX：0285-56-6868

ホームページ：<https://www.town.kaminokawa.lg.jp/>